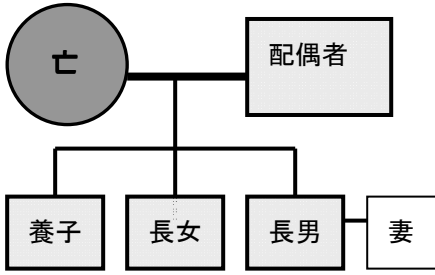


法定相続人の範囲

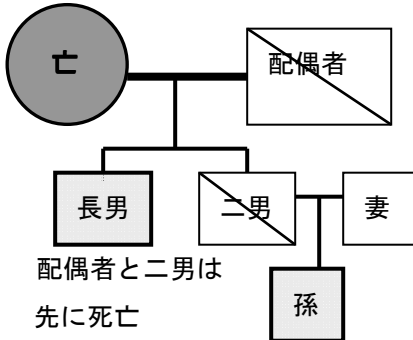
【ケース1】配偶者と子がいる場合



相続人：配偶者・長男・長女・養子

- ※**配偶者**には必ず相続権がある。
- ※**子**には**全員**（結婚して嫁いだ子、養子にも）相続権がある。
- ※養子に行った子は**実親**の相続権もある。（除：特別養子縁組）
- ※子の配偶者には相続権がない。（除 被相続人の死後に子が死亡した場合）

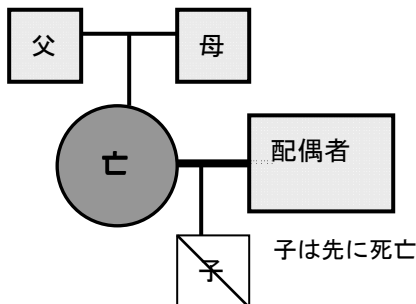
【ケース2】子と孫がいる場合



相続人：長男・孫

- ※配偶者がいない場合は、子だけに相続権がある。
- ※子が先に死亡している場合、**その子（孫）**にも相続権がある。
- 孫も死亡している場合は、**ひ孫**に相続権がある。（代襲相続）
- ※直系卑属の場合、**代襲相続はどこまでも続く。**

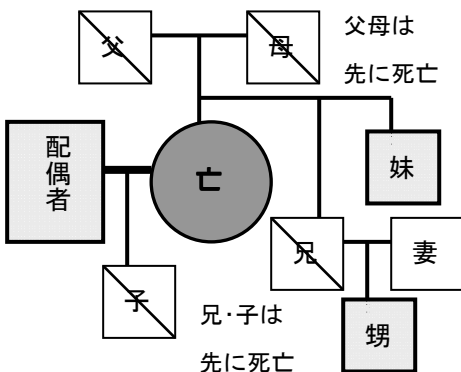
【ケース3】子（子の代襲者）がない場合



相続人：配偶者・父・母

- ※子も配偶者もない場合は、**親に全て**相続権がある。
- ※両親が共にいない場合は、**祖父母**に相続権がある。
- ※養子にいった者に子がない場合は、**実親、養親**にそれぞれ相続権がある。（除：特別養子縁組）

【ケース4】子（子の代襲者）も親もない場合



相続人：配偶者・妹・兄の子（甥・姪）

- ※子、孫、ひ孫、父母、祖父母のいずれもない場合は、**配偶者と兄弟姉妹**に相続権がある。（配偶者もいなければ、兄弟姉妹）
- ※兄弟姉妹に**先に**死亡している者がいて、その子（甥姪）がいる場合は、**その子（甥姪）**に相続権がある。
- ※兄弟姉妹の代襲相続は、甥姪まで。
- （兄弟姉妹の配偶者には代襲相続権はない。）

【ケース5】その他

- 遺言書、相続放棄・限定承認、遺産分割協議書がある場合は1～4の限りではありません。
- 相続の開始前に離婚した配偶者、離縁した養子には相続権はありません。
- 胎児や嫡出でない子も相続人になります。

長い間、登記をしないしていると・・・
相続権のある人が増え、遺産分割協議がスムーズにいかないなど手続がより複雑になる恐れがあります。

**すみやかに相続登記をすることを
おすすめします。**